

1) 平成 27 年度 FD 委員会開催報告

回数	日程	参加者数	内容
第 1 回	4 月 20 日 (月)	6 人	<p>議題</p> <p>1. 平成 27 年度教育学部の FD 活動方針・計画について</p> <p>1) 平成 27 年度 FD 委員会の開催</p> <p>2) FD 研修会について</p> <p>3) 学生による授業評価について</p> <p>4) 教員による授業参観について</p> <p>5) FD 活動の情報公開 (項目)</p> <p>6) 満足度調査 (新 2 年生について、1 年を振り返って)</p> <p>7) 授業改善に向けた学生との懇談会 (授業評価・授業参観の説明と懇談・要望)</p>
第 2 回	6 月 3 日 (水)	7 人	<p>議題</p> <p>1) 平成 26 年度後期における学生による授業評価及び教員による授業点検シートに関する報告書について</p> <p>2) 平成 26 年度教育学部教員による授業参観について</p> <p>3) ベストティーチャ賞の推薦について</p> <p>4) 教育学部シラバスのチェックについて</p>
第 3 回	10 月 23 日 (金)	7 人	<p>議題</p> <p>1) 学生の学習・生活実態調査の項目について</p> <p>2) 平成 27 年度後期における FD 研修会について</p> <p>3) 授業参観の実施について</p> <p>協議題</p> <p>1) 平成 27 年度における授業評価結果について</p> <p>2) 平成 26 年度入学生 (2 年生) 及び平成 27 年度入学生 (1 年生) に対する授業評価等のフィードバック・懇談会について</p>
第 4 回	平成 28 年 1 月 6 日 (水)	7 人	<p>議題</p> <p>1) 大学及び大学教員の教育活動に関する実態調査 (学部調査) アンケートについて</p>

第5回	2月5日 (金)	7人	議題 1) 補習授業に関する申し合わせについて
第6回	3月31日 (木)	7人	議題 1) FD委員会報告 2) FD研修会 3) 学生による授業評価・授業点検シート 4) 教員相互の授業参観 5) ベストティーチャ賞の表彰 6) 学部の組織的なFD活動の広報 7) 忍ヶ丘教養I～IVの授業評価と授業点検シート 8) 学生の成績優秀者の学長賞表彰

<別紙>

宮崎国際大学教育学部 FD 委員会規程

(趣旨)

第1条 教育学部のファカルティ・デベロップメント（以下「FD」という。）並びにカリキュラムについて審議するため、FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) FD関連の活動の企画、支援、推進に関すること
- (2) 授業評価・授業点検シートに関すること
- (3) 卒業生及び就職先による教育評価に基づく改善に関すること
- (4) カリキュラムの企画・運営・評価に関すること
- (5) 各授業科目の内容・方法の充実及び改善に関すること
- (6) 各授業科目間の調整に関すること
- (7) その他教員としての資質能力の育成に必要な教育に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（教育学部教員7名）をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、教育学部教授会において教授の中から選出する。
- 3 委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の答申に基づき教育学部教授会が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育学部教授会の議を経て学長が行うものとする。

附 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。